

## 現業職 4 級から一般職へ転任した場合の取扱いについて（案）

「交通局 人事・給与制度改革」の取り組みの一つとして行う一般職 4 級への昇格選考の導入に伴い、現業職 4 級から一般職へ転任した場合の取扱いについて、以下のとおりとする。

### 1. 級号給の決定方法

級は一般職 3 級とし、号給は転任前の給料月額と同額となる号給とする。なお、同額となる号給がない場合は直近上位の額の号給とし、転任前の給料月額が転任後の級の最高号給の額を超えるときは最高号給とする。なお、令和 3 年度に実施した現業職給料表の見直しに伴う経過措置は、転任後も適用し、令和 4 年度に路線バス整備経験者の採用選考により採用された職員については、転任前の給料月額と転任後の級号給に基づく給料月額を比較して高い方を適用する。

### 2. 期末勤勉手当の役職段階別加算

(1) 令和 6 年 4 月時点で現業職 4 級へ昇格後 8 年目以上（50 歳以上は 4 年目以上）の職員

転任後の級号給に基づく期末勤勉手当の役職段階別加算の割合が、令和 6 年 12 月期における割合を下回る場合は、令和 6 年 12 月期の割合を適用する。

(2) 上記以外の職員

転任後の級号給に基づく期末勤勉手当の役職段階別加算の割合が、転任前の直近の賞与支給期における割合を下回る場合は、転任前の直近の賞与支給期における割合を適用する。ただし、転任前直近の賞与支給期において、班長職等としての役職段階別加算の割合が適用されていた場合、班長職等以外に適用される割合が適用されていたものとみなす。

なお(1)(2)のいずれにおいても経過措置は従来の定年年齢(60 歳)に到達する年度までの適用とする。

### 3. 一般職 4 級昇格選考の受験資格

一般職 4 級への昇格には選考受験年度を含む直近 2 ヶ年の人事評価要件を満たす必要があることから、昇格予定日現在で転任後の実務経験が 2 年以上を有することとする。（最短で転任後 3 年目での 4 級昇格を可能とする）

### 4. 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日付転任より実施